

鳥取市公共事業再評価委員会設置要領

(設置)

第1条 鳥取市公共事業再評価実施要綱第3条の規定に基づき、第三者の意見を求めるため、鳥取市公共事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長から意見を求められた再評価の対象事業について、審議し、その結果を市長に回答する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、公共事業の再評価に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月15日から施行する。